



新型コロナウイルスの影響で中止になることがあります。

子育て支援センター

行事	西部 ☎ 6661 (内線200)	駄知 ☎ 91281	肥田 ☎ 54760
0歳児サロン	とことこクラス (おすわり期ごろ〜) 7日(金) 10:30~11:30	21日(金) 10:30~11:30	12日(水) 10:30~11:30
	ころころクラス (ねんね期ごろ〜) 28日(金) 10:30~11:30		
講座	ベビーマッサージと産後のリンパケア 6日(木) 10:30~11:30 2カ月~6カ月の赤ちゃんとお母さん	親子で体操教室 13日(木) 10:30~11:30 1歳~未就園児の親子	親子で Let's enjoy English! 27日(木) 10:30~11:30 1歳~未就園児の親子

児童館・児童センター

○子ども向け ●親子向け

土岐津児童館 ☎ 8815			西部児童センター ☎ 6661 (内線200)		
○みんなであそぼう	15日(土)	10:30~11:30	○おさかなコラージュ	15日(土)	10:30~11:30
○壁面作り	17日(月)~28日(金)	10:30~11:30 14:30~16:30	●お話のひろば	12・26日(水)	11:00~11:30
●絵本のひろば	7・21日(金)	10:30~10:50	肥田児童センター ☎ 54760		
●たまごクラブ	11日(火)・13日(木)	10:00~10:30	○みんなであそぼう!	8日(土)	10:30~11:30
●すくすく手形	26日(水)	10:00~10:30 11:00~11:30	○壁面作り	22日(土)	10:30~11:30 14:00~15:00
駄知児童センター ☎ 91281			●すきすきえほん	4・11日(火)	11:00~11:20
○壁面作り	1日(土)~	開館時間内	泉児童館 ☎ 5628		
○カードゲームあそび	15日(土)	13:30~14:30	○スカットボールで	8日(土)	10:30~11:30 13:30~14:30
●絵本のよみきかせ	毎週月曜日	11:00~11:15	○みんなで作ろう	22日(土)	10:30~11:30 13:30~14:30
※子育て支援センター、児童館・児童センターの行事は定員制で申し込みが必要です。			●手形コラージュ	3日(月)・5日(水)	10:00~10:30 11:00~11:30
申込方法 電話・直接来館・2次元コードから			●おはなしランド	11・25日(火)	11:00~11:20
申込期間 3月15日(水)~17日(金)			●ハッピークラブ	21日(金)・26日(水)	10:30~11:00
(電話・直接来館の場合は開館時間のみ)					
申込多数の場合は抽選。後日、参加決定者にご連絡します。					
申込期間後の予約状況は、各館・センターへ問い合わせください。					

保健センター 教室・相談

行事	日時	対象	内容	申込期限
乳幼児健康相談	4月24日(月) 午前・午後 4月28日(金) 午前	乳幼児と保護者、妊産婦	身長・体重測定・相談など ※2歳未満のお子さんのみバスタオル持参	個別対応 事前予約
7か月児教室	5月 2日(火) 13:00~14:00	7~8カ月児と保護者	歯科保健・離乳食の話など	4月28日(金)
離乳食教室	5月 2日(火) 10:00~11:00	4~5カ月児の保護者	離乳食の話など	4月28日(金)
マタニティクラス	4月26日(水) 13:30~15:00	妊婦さん	口腔ケアの話・食事のポイント、産前産後の話など	4月24日(月)
フッ化物塗布	4月13日(木) 午前	平成31年3月生まれ、令和2年3月生まれ、令和3年3月生まれ	歯科健診・フッ化物塗布 持ち物：母子健康手帳、歯ブラシ、タオル	4月11日(火)
こども発達相談	言葉が遅いなどお子さんのことが心配な保護者を対象とした相談窓口です			

☎ 保健センター (☎ 52010)

ときつこ子育て

発達障がいに関する相談

子どもは、いろいろな能力を身につけながら成長していきます。その成長は一人一人違うため、心配なことがたくさんあると思います。例えば、乳幼児期は落ち着きがない、友達とうまく遊べない、かんしゃくをよく起こすなどがあり、就学後は、授業についていけない、友達ができないなどがあると、思われます。このようなことは、どの子どもにも起こり得ることで、原因の一つとして「発達障がい」の特性を抱えている場合があります。発達障がいは、育て方や家庭でのしつけが原因ではありません。子どもの気になる行動や状況は、何かに困っているから起こすものです。それぞれの子どもの特徴を踏まえ、その子に合った接し方を

したり、環境を整えたりすることで、子どもの困りごとを減らすことが大切です。私たち大人は、子どもの気になる行動に注目しがちです。知らず知らずのうちにきつく注意してしまうこともあります。どうしてその行動をしたのか話ができず理解しあえられれば良いですが、まずは、できなかったことを叱るのではなく、できたことを褒める。「それはダメ」と否定するのではなく、どうすると良いかを伝えるなど、子どものこだわりや特性を知ってあげることが必要だと思えます。普段できる事を当たり前にしないで、「できたね」「頑張ったね」と共感して褒めてあげると良いですね。自分の行動や意欲が向上するように、成功体験を増やしてあげましょう。

家庭児童相談・母子自立支援相談

毎週月~金曜日(祝日除く)
8:30~17:15
市役所1階・子育て支援課
■子育て支援課(内線184)

幼児療育相談 要予約

毎週月~金曜日(祝日除く)
9:00~16:00
ウエルフェア土岐
■幼児療育センター
(☎ 6661 内線210)

教育相談

毎週月~金曜日(祝日除く)
9:00~15:00
個別カウンセリング
毎週木曜日(祝日除く)
10:00~15:00
※第3木曜日は午前中
※カウンセリングは要予約
■教育相談室(☎ 8555)

児童扶養手当制度のご案内

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父または母と生計を共にしていない児童(18歳に達した年度末まで)を養育しているひとり親家庭などを対象に、生活の安定と自立を助け、お子さんの健やかな成長のために支給する手当です。

支給月額(令和5年4月時点)

▷児童1人の場合……10,410円~44,140円
(全国消費者物価指数の実績値により、令和5年4月分から変更)
▷第2子加算……最大10,420円
▷第3子以降の加算…児童1人につき最大6,250円
※請求者本人と同居の親族(扶養義務者)の所得により支給額を決定します。(所得限度額を超えると手当は支給されません。限度額の詳細は、市ホームページを確認してください)
※毎年8月に現況届を受け付け、支給額を見直します。

支給方法

奇数月に前月までの2カ月分を指定口座へ振り込みます。

請求方法

必ず児童を養育している本人が申請してください。申請には、戸籍謄本などの書類が必要です。※請求する方の事情により必要書類が異なります。子育て支援課に確認してください。

請求できない方

事実上婚姻関係と同様の事情にある方など

※手当の一部支給停止措置

お子さんが8歳以上かつ受給開始から5年を経過しているなどの場合、月額手当の2分の1が減額されます。就職や就職活動などを行っている方または働くことができない理由がある方は、届出をすることで減額されません。

☎ 子育て支援課家庭児童係(内線182)
HP 1003435